

2021年6月4日

航空法等の一部を改正する法律案の成立に関するコメント

航 空 連 合
事務局長 内藤 晃

- 6月4日、「航空法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決され、現在会期中の第204回国会で成立に至った。本法案の成立により、航空ネットワーク確保のための方針策定・支援、保安検査等の確実な実施、無人航空機の飛行の安全確保という3点が、法に基づいて制度が整備されることになった。
- 新型コロナウイルスによる航空関連産業への影響が長期化しており、国による迅速、的確な支援措置が求められることや、無人航空機を有効活用し、社会の利便性を高めていくことが求められている環境に鑑み、今国会での厳正な審議を経て成立した本法律案は、航空関連産業の存続と今後の成長にむけて非常に重要な内容だと受け止める。
- とりわけ、コロナ禍により航空利用者が激減している現状において、将来の航空需要の増大を見据え、航空機や空港を標的としたテロ等の脅威を防ぎ、旅客等の安全を確保するため、保安検査等の確実な実施にむけて制度が整備されたことは、航空連合がこれまで取り組んできた航空保安体制の強化につながる前進であり、評価したい。
- 一方、国会審議では、責任主体や費用負担に関して多くの課題認識が示され、衆議院、参議院ともに附帯決議が付されることになった。政府には附帯決議の内容を尊重し、責任主体、費用負担のあり方についてスピード感をもって継続検討することを強く求める。航空連合は、テロ、ハイジャック対策は国家レベルの課題であり、国が航空保安の一義的な責任を負うべきとの考えに基づき、航空保安体制の強化に向けて一層精力的に取り組んでいく。

以 上